

# 問題訂正

教科： 地理歴史（文・情報（人・社）学部）

問題冊子に、次のとおり訂正があります。

## 問題訂正

- ・科目名：日本史
- ・問題冊子 14ページ
- ・問題番号：問題Ⅲ
- ・問題文の 1から 6行目

## （誤）

国立国会図書館憲政資料室に①  の家に伝わった史料群があり、その中に雨森芳洲「交隣提醒」と同「朝鮮風俗考」を合冊した和本が一冊ある。この和本は、1794年（寛政6）に中川忠英なる人物によって作成された。このころ、中川は江戸幕府老中  のもとで対外関係を担当しており、1793年9月に  が大黒屋光太夫を連れて来日した際には、その尋問に同席している。中川は、1794年からは長崎奉行に就任した。

※裏面につづく

(正)

国立国会図書館憲政資料室に ①  の家に伝わった史料群があり、その中に雨森芳洲「交隣提醒」と同「朝鮮風俗考」を合冊した和本が一冊ある。この和本は、1794年（寛政6）に中川忠英なる人物によって作成された。中川は江戸幕府老中  の後継者たちのもとで対外関係を担当しており、 が大黒屋光太夫を連れて来日したのち1793年9月には、光太夫の尋問に同席している。中川は、1795年からは長崎奉行に就任した。

# 問題訂正

教科： 地理歴史 (文・情報学部)

## 問題訂正

- ・ 科目名：日本史
- ・ 問題冊子 16 ページ
- ・ 問題番号：問題Ⅲの間4
- ・ 対象範囲：問題Ⅲの間4の全文

## (訂正内容)

問4の全文を削除

解答しなくてよい

# I

## 日本史

問題は、次のページから始まり、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4題ある。

解答は、問題ごとに与えられた指示にしたがって、それぞれ答案紙の所定の欄に書きなさい。

## 日本史 問題 I

古代における稲の収取に関する次の文章を読んで、以下の問いに答えよ。(史料は原漢文。一部省略したり、書き改めたところもある。)

① 日本列島で水稲農耕が本格化したのは、弥生時代のことであったが、7世紀末から8世紀にかけて律令国家が成立すると、国家にとって水田からの収穫である稲の一部を徴収することが、財政上で重要なものとなった。国家が稲を徴収する方式は、建前としては主として2種の仕組みがあった。それは、租と公出拳である。

② 租は、律令の規定では、調や庸とは別の基準(単位)で徴収され、徴収後の管理のしかたも異なっていた。8世紀半ばに租の徴収において大きな画期があった一方で、9世紀になると戸籍・計帳制度および戸籍作成に連動する班田収授が次第に機能しなくなり、口分田から租を徴収するという律令法の基本が変質していった。この間の租の蓄積状況を知ることができる史料として、「越中国官倉納穀交替記」と呼ばれるものがある。

③ 一方の公出拳は、8世紀においては建前上ある基準(単位)で割り当てられていたが、9世紀末になると賦課の単位が変わる。さらに10世紀になると、調・庸・雑徭を含む租税、力役の体系が大きく改変され、課税の単位も新たな体制で行われるようになった。

問 1 下線部①に関連して、弥生時代における水田規模の特徴について説明せよ。

問 2 下線部②について、史料1を参考にして租の賦課が、何を単位としてなされたのか、説明せよ。

史料1『養老令』田令

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

問 3 下線部③について、史料 2、図 1 を参考にして、租の管理、保管の場について説明せよ。

史料 2 「上野国交替実録帳」(注 1)(『群馬県史』史料編 4)

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

注 1：この史料は、1030 年(長元 3)における上野国の受領交替に際し、本来引き継がれるべき施設等のうち、当時失われていたものについて列記したもので、逆に本来あるべき施設がどのようなものであったのかをうかがい知ることができる。

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

図 1 武蔵国都筑郡家復元模型(横浜市歴史博物館蔵)

問 4 下線部④に関して、班田収授法が機能しなくなりつつある 9 世紀において、租の蓄積は維持できていたのでしょうか、それともできなかったのでしょうか。表 1 の、特に「年平均の蓄積量」のデータを参照して述べよ。また、そのような蓄積状況となった背景を、史料 3、史料 4 を参考にして推定せよ。

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

表 1 「越中国官倉納穀交替記」にみる越中国礪波郡意斐村の不動穀(注 2)蓄積過程  
(渡辺晃宏『平城京と木簡の世紀』講談社、2001 年所収の表を一部改変)

注 2：不動穀とは、徴収した稲のうち、租に相当する分を穀(もみがら付きの米)の形で蓄積したものである。

史料3 『続日本紀』天平15年(743)5月乙丑条

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

史料4 『令集解』田令田長条に引用された「民部例」(民部省の行政細則)

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

問5 下線部⑤について、史料5を参照して、8世紀における公出挙割り当ての単位  
について推定せよ。

史料5 天平11年「備中国大税負死亡人帳」(注3) (「正倉院古文書」正集35)

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

注3：この文書は、出挙の貸し付けを受けたが死亡したため返済を免除された者の名前、免除の数量、死亡年月日等を列記したものである。



問 6 下線部⑥について、史料 6 を参照して 9 世紀末に公出挙割り当ての基準がどのように変化したのかを述べよ。また、10 世紀に成立した新たな租税体系における課税の単位と、租・調・庸・公出挙利稻の系譜を引く税目、雑徭の系譜を引く税目について述べよ。

史料 6 『類聚三代格』巻 14 出挙事，寛平 6 年(894) 2 月 23 日太政官符

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

## 日本史 問題Ⅱ

中世から近世初頭にかけての法や制度について述べた次の文章を読み、以下の問いに答えよ。(史料は、一部省略したり、書き改めたりしたところもある。)

院政期のころの支配体制として、知行国という制度<sup>①</sup>があらわれる。知行国主や、少しのちの鎌倉幕府は、実質的な最高責任者として国衙を支配下におき、正式な最高責任者である国司の頭越しに、各国内の荘園等に支配を及ぼすことがあった。鎌倉幕府の成立のちもしばらくは、院政の体制が継続していたのである。

その後、鎌倉幕府や、それにひきつづく室町幕府、さらに室町幕府のもとにあった戦国大名等<sup>②</sup>は、それぞれ法を整え、彼らなりの政治方針を示し、それを実行するようになっていった。

織田信長のあとをひきうけて、近世統一政権の原型を形づくった豊臣秀吉の法<sup>③</sup>は、歴代の幕府の法とはすこし様子が違う。最高権力者である秀吉が自ら、今残っているだけでも約6000通もの書状や朱印状などを出し、その時々<sup>④</sup>の案件について、良くいえば柔軟に、悪く言えば希望者に応じ、その場限りの対応を示す場合があったとも考えられるのである。

問 1 下線部①に関連して、次にかかげる法Aは、文治3年(1187)に和泉国衙に出された命令文書の様式と内容とを簡略に示したものである。この文書には、藤原光長と藤原長房という2人の人物の毛筆のサイン、すなわち花押<sup>かお</sup>がみられる。2人のうち光長は和泉国の知行国主である。当時の文書様式の慣例に従い、日付の左上には正式な最高責任者の花押、文書の冒頭には実質的な最高責任者の花押が、それぞれ記されている。(1)法Aのなかの甲、乙はそれぞれ、光長、長房、どちらの花押であるか。(2)長房はどのような地位にあり、光長とどのような人間関係にあると推測できるか。(3)彼らはなぜ、後白河上皇の熊野参詣にかかわる賦課を免除するという大きな権限を持っていたと考えられるか。以上の三点を答えよ。

法A

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

(「和泉久米田寺文書」『鎌倉遺文』260号より人名比定など改変)

問 2 下線部②に関連して、次の法B～Dをよみ、下の設問(1)～(2)に答えよ。なお法B～Dは、時代順に掲げてあるとは限らない。

法B：  
この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

法C：  
この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

法D：  
この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

(以上『中世法制史料集』各巻より)

注1：柳営…出征中の将軍の陣営。転じて、幕府のこと。

- (1) 足利尊氏が、室町幕府の創設にあたり定めた法の名称を述べよ。また、その内容に該当するものを法B～Dから一つ選び、そこではどのようなことが問題になっているかを論ぜよ。
- (2) 戦国大名領国における法は、一般にどのように総称されているか、その名称を述べよ。またその具体例としてふさわしいものを、法B～Dから一つ選び、どのようなことが問題となっているかを論ぜよ。

問 3 下線部③に関連して、次に掲げる法Eは、伊勢周辺に伝来した天正15年(1587)6月18日付の古文書の写しについて、その一部を現代語訳したものである。豊臣秀吉が出した命令と考えられている。この法Eを読んで、下の設問(1)(2)に答えよ。なお「」内は、原文の言い回しをそのまま用いた部分である。

法E

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

(『豊臣秀吉文書集 三』2243号より)

- (1) 法Eによると、秀吉はキリスト教の普及について、どのような人々、どのような条件であれば、許可する可能性を示しているか。逆に、どのようなキリスト教の普及を禁止しようとしているか。「心さし」をヒントにしながら述べよ。
- (2) 法Eは、今しられている限りでは、広く交付された形跡がなく、伊勢の周辺にのみ伝来しているらしい。秀吉は、キリスト教の禁止よりも南蛮貿易の継続を優先していたという有力な意見もある。そうだとすれば、なぜ、こうした命令が出されたのだろうか。問題IIの冒頭文も参考にしながら、あなたの考えを述べよ。

## 日本史 問題Ⅲ

次の文章を読んで以下の問いに答えよ。

国立国会図書館憲政資料室に<sup>①</sup>  の家に伝わった史料群があり、そのなかに雨森芳洲「交隣提醒」と同「朝鮮風俗考」を合冊した和本が一冊ある。この和本は、1794年(寛政6)に中川忠英なる人物によって作成された。このころ、中川は江戸幕府老中  のもとで対外関係を担当しており、1793年9月に  が大黒屋光太夫を連れて来日した際には、その尋問に同席している。中川は、1794年からは長崎奉行に就任した。

右の和本の「あとがき」によれば、中川は  から「交隣提醒」を読むように勧められ、<sup>②</sup>  から借用して筆写し、この和本を作成したという。「交隣提醒」は1728年(享保13)に成立した書で、著者雨森芳洲は対馬藩に儒者として仕えていた。江戸時代の朝鮮外交は対馬藩が一手に担い、「交隣提醒」は朝鮮事情と日本事情の違いを知ることの大切さを説いたもので、対馬藩士たちへ向けた朝鮮外交の心得書である。書中にある「互いに欺かず争わず、真実をもって交わり候を誠信とは申し候」とする一句は近年になって高く評価されている。また、「朝鮮風俗考」は、1719年の朝鮮通信使が帰国した直後に、林家から命じられて作成・提出したものである。<sup>③</sup>

<sup>④</sup> 長崎奉行となった中川は「清俗紀聞」と題する清朝中国にかかわる知識を網羅した書物を著した。「清俗紀聞」は「続清朝探事」とも呼ばれ、 の祖父でもある将軍  の時代に編纂された「清朝探事」の続編と見なされた。幕府自らが清朝への関心をもち、系統的な清朝情報・書籍の収集に努めていたことがわかる。

ところで、 は1823年(文政6)に旗本の家に生まれ、蘭学を修め、長崎海軍伝習所に学んだ。<sup>⑤</sup> 1860年(安政7)には咸臨丸艦長として渡米するなど開明的な幕臣の一人として幕末政治史に名を刻み、明治維新後も元老院議員や枢密顧問官などを歴任した。

問 1 空欄  ～  に適切な人物名を入れよ。

問 2 下線部①に照らすと、 は中川の筆写作成した和本を読んだと考えられる。 が、なぜ中川の作成した和本を読もうと思ったのか調べてみたい。どうすれば、そうした課題の解決に近づけるだろうか、推測を交えながら具体的に述べよ。

問 3 下線部②にあるように、 が中川に「交隣提醒」を読むように勧めたのはなぜだろうか。この時代の国際情勢を踏まえながら、あなたの考えを述べよ。

問 4 下線部③にいう林家は代々江戸幕府の学問を司る大学頭となった。このときの大学頭は林鳳岡である。

(1) 林鳳岡は、林家の学問所を移転させて幕府機関へと転じさせた。その時の將軍は誰か、また移転先で与えられた機関名は何か。

(2) (1)の幕府機関は、 の時代には大きな意味をもたされた。説明せよ。

問 5 下線部④にある「清俗紀聞」は清朝中国の社会や風俗習慣について、挿画も添えながら具体的に述べた書物である。中川は、どうやってそうした書物を完成させたのだろうか、具体性を交えながら推測せよ。

問 6 下線部⑤にいう渡米は、幕府外交史上重要な使命を帯びたものであった。どのようなことか、簡潔に述べよ。

## 日本史 問題Ⅳ

次の文章A・Bを読んで、以下の問いに答えよ。(史料は、一部省略したり、書き改めたりしたところもある。)

A 日本は、日清・日露戦争を通じて、領土を拡大していった。台湾は日清講和条約により日本へ割譲された。朝鮮については、日本は日露戦争開始以降、三次にわたる  で保護国化を進め、1910年に韓国併合条約を成立させた。

については、日露戦争の講和条約により南半分が日本に譲渡され、行政官庁として  庁が設置された。また、第一次世界大戦の講和条約の結果、日本は赤道以北の旧ドイツ領南洋諸島を  の委任のもとに統治する委任統治領とした。

満州へは遼東半島の租借地(関東州)と南満州鉄道株式会社(満鉄)を拠点にして影響力を拡大していった。南満州経営の中核となった満鉄の初代総裁に就任したのは、台湾の民政長官として台湾開発に手腕を発揮した  である。日本の南満州への進出は、日露戦後の国際関係の構図に変化をもたらした。<sup>①</sup>

関東州を管轄した関東都督府は、改組により、行政担当の関東庁と軍事担当の  とに分立した。  は大陸進出の急先鋒となり、満州事変を計画実行し、清朝最後の皇帝溥儀を執政とする満州国を樹立した。

問 1  ～  にあてはまる語句を記入せよ。

問 2 下線部①について、満州をめぐって日露戦後の日米関係および日露関係はどのように変化したか、説明せよ。



問 3 日本と満州国はどのような関係であったと言えるか、以下の史料をふまえて論ぜよ。史料は、満州国の建国直後に オ 司令官あてに出された溥儀の書簡であり、この内容はのちに日満議定書を取りかわした際に両国政府間ですべて確認されたものである。

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

(『日本外交年表並主要文書』下巻)

注 1：開陳 … 自分の意見などを人前で述べること。

注 2：允可 … 許すこと。

注 3：達識 … 広く物事を見通す見識。

B 対外的な問題と日本国内の政治経済や文化は相互に様々な影響を与えていた。

② 1942年に制作されたアニメ映画「桃太郎の海鷲」は、前年の対外的な出来事を踏まえ、おとぎ話「桃太郎」のストーリーを改変したものである。これによって、子どもたちの戦意を高揚させようとした。

アジア・太平洋戦争の敗戦後、戦後復興を経て経済大国化したことで、日本は発展途上国の経済発展や福祉向上のための援助であるODA(政府開発援助)など、特にアジアに対して多額の資金供与・援助をしていく。それは、日本企業がアジアへ進出していくきっかけともなった。

国際的な経済関係では、オイルショック後、日本は大幅な貿易収支の黒字が続き、外国との間で貿易摩擦が発生した。そうした状況に対し、為替レートを協調介入して調整する国際的な合意がなされ、その後、日本経済は大きく変貌した。

問 4 下線部②について、下の文章と次のページの写真はこの映画を紹介した『アサヒグラフ』1942年11月4日号の一部である。あなたがこの記事を書く場合、下の文章の 



 にはどのような一文を入れるか。なお、解答は単語ではなく文章で記し、現代語でよい。

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

この部分につきましては、  
著作権の都合により公開いたしません。

問 5 下線部③に関連して、次の表は 1950 年代以降のアジアに対する資金の供与・援助の様子を示したものである。この表の区分 A と区分 B は外務省によってなされた区分であるが、このうち、区分 B はどのような理由で、何を目的に、どういった形で当該の国々に資金が供与・援助されたものであるか、説明せよ。

	国名	金額(億円)	期間(年)
区分 A	ビルマ	720	1955-1965
	フィリピン	1902	1956-1976
	インドネシア	803	1958-1970
	ベトナム共和国(南ベトナム)	140.4	1960-1965
	計	3565.4	
区分 B	ラオス	10	1959-1965
	カンボジア	15	1959-1966
	タイ	96	1962-1969
	ビルマ	473	1965-1977
	韓国	1020.9	1965-1975
	マレーシア	29.4	1968-1972
	シンガポール	29.4	1968-1972
	ミクロネシア	18	1972-1976
	計	1691.7	
	総計	5257.1	

(『昭和 52 年版わが外交の近況』上巻より一部改変)

(注)ビルマはその後に締結された他国の条件から追加要求し、区分 A だけではなく 1965 年から区分 B への追加もなされた。

問6 下線部④に関して、その時の経済の状況を示した新聞記事は下の(ア)(イ)(ウ)のいずれか。また、その経済状況の変貌の様子を説明せよ。

(ア)

(イ)

この部分につきましては、  
著作権の都合により  
公開いたしません。

この部分につきましては、  
著作権の都合により  
公開いたしません。

(ウ)

この部分につきましては、  
著作権の都合により  
公開いたしません。

(いずれも『朝日新聞』)